

## 次世代育成支援対策推進法 第4期一般事業主行動計画

次世代育成支援に基づき、第4期事業主行動計画（2021年8月1日～2024年3月31日）に沿った目標設定と具体的な取り組み内容を以下のとおり策定しました。

### 計画期間

2021年8月1日～2024年3月31日

### 内容

#### 目標1 子育てをしつつ活躍する労働者を増やすための環境の整備をすすめる。

<実行計画>

- ①年度初めの管理者研修で育児・介護休業規定の制度概要の説明を行い、職場内で周知を図ります。
- ②総務部に相談窓口設置し、事務局情報で広報を毎回行う。
- ③入職3年次の職員を対象として、将来のライフプランやキャリアプランの形成を支援するための研修をすすめます。

#### 目標2 計画期間内、育児休業の取得率を次の水準にする。

- ①女性従業員の育児休業取得率を100%とする。（第3期の実績を目標とする）
- ②男性従業員の育児休業の取得率を40%以上とする。

<実行計画>

- ①育児・介護休業の紹介を事務局情報に定期的に掲載する。
- ②総務部相談窓口の広報を事務局情報で毎回行う。
- ③相談を受けた際には、育児休業・介護休業の取得促しを行う。
- ④次年度に育児・介護休業の取得予定者がいる場合は、取得を踏まえた人員配置を行う。

#### 目標3 労働環境の向上措置を実施する

- ①月3回のノー残業デー（管理者含む）を各職場で継続し参加率を高める。
- ②事業所の閉所時間を継続して21時とし、例外的な21時以降閉所を年75回以下（2020年度比の3割削減）とする。

<実行計画>

- ①各職場で前月の職員会議で翌月3回のノー残業デーを設定できるようにする。
- ②毎月の事務局経営会議の総務部一般報告の中で、設定日の状況を共有する。  
管理者も定時で業務終了したかについて合わせて報告を受ける。

以上